審査に際し、市民課長からは、第5条中の診 療報酬の算定方法を平成20年の改定に改めると の説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとお り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました 案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

それでは、日程第4、議案第57号 長井市手 数料条例の一部を改正する条例の制定について から日程第7、議案第61号 長井市国民健康保 険条例の一部を改正する条例の制定についてま での4件について、討論の通告がありませんの で、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第57号 長井市手数料 条例の一部を改正する条例の制定についての1 件について、厚生委員長の報告は、原案可決で あります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ 産業・建設常任委員会審査報告 いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よっ て、議案第57号は、厚生委員長報告のとおり決 定いたしました。

次に、日程第5、議案第59号 長井市医療給 付事業に関する条例の一部を改正する条例の制 定についての1件について、厚生委員長の報告 は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よっ て、議案第59号は、厚生委員長報告のとおり決 定いたしました。

次に、日程第6、議案第60号 長井市すみれ 学園設置条例の一部を改正する条例の制定につ いての1件について、厚生委員長の報告は、原 案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よっ て、議案第60号は、厚生委員長報告のとおり決 定いたしました。

次に、日程第7、議案第61号 長井市国民健 康保険条例の一部を改正する条例の制定につい ての1件について、厚生委員長の報告は、原案 可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よっ て、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決 定いたしました。

+

〇佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会 の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業·建設常任委員長 平成20年第3 回市議会定例会において産業・建設常任委員会 に付託になりました議案2件について、審査を いたしました経過と結果についてご報告申し上 げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月13日、 委員出席のもと、所管課長の出席を求め開催し ております。

-103-

 \perp

それでは、議案第54号 あやめ公園高台遊園 地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額 の決定について申し上げます。

本案は、長井市が管理する遊具の欠陥による 事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方 自治法第96条第1項第13号の規定により提案さ れたものであります。

審査に当たり、商工観光課長から、平成20年 4月2日午後1時ごろ、あやめ公園高台遊園地 にあるコンビネーション遊具で発生した事故に ついて、損害賠償請求者、小笠原和良氏及び小 笠原由佳氏との間に、長井市は損害賠償請求者 に対して18万9,480円を支払い、損害賠償請求 者は長井市に対して当該損害賠償額以外の金品 を要求しないとする示談がまとまったことから、 地方自治法第96条第1項第13号の規定により、 損害賠償額を決定いただくために提案させてい ただいたとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、遊具の点検の頻度、期間及び冬期間の遊具の保管状況はどのようになっていたのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、毎年4月から11月までの間、月1回の割合で点検を実施していた。現在は月2回の点検を実施するようにしている。また、冬期間は、雪囲いなどは行わず、そのままの状態で冬を越すという状況であったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、遊具の点検は、だれが、 どのように実施していたのか、観光協会などは 関係していなかったのかとの質疑がなされ、商 工観光課長からは、市が直接雇用している公園 作業員に対して、点検項目を示しながら作業を 指示し、問題点や疑問点などが生じた場合には、 職員と連絡をとり合って合同で対応するという 体制をとっていた。業務委託をしているもので はなく、観光協会などは関係していないとの答 弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、最近の行政におい

ては、各種の業務委託が増加していることなど もあって、細部にまで目が届かないこともある ようだが、公園の遊具などについては、雪が解 ければすぐに使用されることになり、4月から 11月までの管理体制では、同じような事故が繰 り返されるのではないかと懸念される。したが って、点検の期間を遊具の使用可能な期間とし、 十分な点検を実施し、安全を確保する必要があ る。商工観光課では、多くの管理しなければな らない施設を所管しているが、今後、十分に意 を用いて管理していただくことを要望して、賛 意を表するとの意見が出されたところでありま す。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、公共下水道受益者負担金督促手数料 の改定に係る所要の改正を行うため、提案され たものであります。

審査に当たり、建設課長から、今年3月の市 議会定例会において、既に長井市市税条例及び 長井市税外収入未納金徴収条例の一部を改正す る条例の制定についての議決をいただいている が、公共下水道事業受益者負担金の督促手数料 については、長井市公共下水道事業受益者負担 金に関する条例の規定により、受益者負担金の 督促状1通につき督促手数料70円と明記されて いるが、今後は、市税以外の他の分担金、手数 料等の取り扱いと同様に、長井市税外収入未納 金等徴収条例の規定に基づいて徴収することが できるよう改めるため、提案させていただいた。

なお、今年度の納付書送付は1期から3期分をまとめて8月15日に行い、1期分の納期限は8月末となっているため、9月に発送される督促状分から今回の改正による手数料が適用されることになるとの説明を受けたところでありま

-104-

す。

質疑に入り、委員からは、督促状の発送件数はどのくらいあるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、平成19年度の実績で200件であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この議案については3月 定例会において改正しておかなければならなかったのではないかとの質疑がなされ、建設課長 からは、期限的なことでいえば今議会での改正 でも間に合うことになるが、ほかの督促手数料 については3月定例会で改正していることから、 同様に改正しておく必要があったとの答弁を受 けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になり ました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

それでは、日程第8、議案第54号 あやめ公園高台遊園地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠償の額の決定について及び日程第9、議案第62号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第54号 あやめ公園高 台遊園地の遊具の欠陥による事故に係る損害賠 償の額の決定についての1件について、産業・ 建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成 の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、

議案第54号は、産業・建設委員長報告のとおり 決定いたしました。

次に、日程第9、議案第62号 長井市公共下 水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正 する条例の制定についての1件について、産 業・建設委員長の報告は、原案可決であります。 産業・建設委員長報告のとおり決するにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査 の報告を求めます。

町田義昭予算特別委員長。

(町田義昭予算特別委員長登壇)

〇町田義昭予算特別委員長 今定例会において予 算特別委員会に付託になりました議案第63号 平成20年度長井市一般会計補正予算第1号を始 め、特別会計補正予算4件、水道事業会計補正 予算1件の合計6議案について、審査をいたし ました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月2日の本会議終了後に正副委員長を選出し、6月20日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

-105-